

東京都安全・安心まちづくり協議会  
令和2年度 活動方針・計画（案）

## I 概要

都内の全刑法犯の認知件数は、本協議会が設立される前年の平成14年には30万件を超過、戦後最悪となっていた。警察や行政が治安対策を推進し、また本協議会の設立も一つの契機となり、多くの都民や関係団体等が安全安心まちづくりに積極的に取り組んだことで、平成15年以降は減少を続け、昨年は約10万4千件と、日本が世界一安全といわれた昭和40年代を下回るまで改善されてきた。

しかし、特殊詐欺をはじめとする身近な犯罪被害のほか、年少者の連れ去りや不審な声かけ事案の発生など、高齢者や女性、子供といった弱者が被害対象となる事案は後を絶たない。東京都が実施している「都民生活に関する世論調査」においても、都政への要望として「治安対策」が常に上位に位置するなど、都民の安全安心に対する期待は高い。

今、東京は、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、かつて経験したことのない闘いの中にある。この難局を乗り越え、来年に延期されることになった東京2020大会を成功させるためにも、安全で安心して暮らせる「セーフシティ」の実現は重要な課題であり、「安全安心TOKYO戦略」及び「東京都安全安心まちづくり条例」に基づき、「誰もが安全安心を実感できる社会の実現」に向けた取組を充実・強化する必要がある。

現在、東京都、区市町村及び警察は、身近な犯罪対策の推進、公共空間の安全対策、子供の安全確保の推進、暴力団排除対策の推進等、地域の体感治安の改善や犯罪の抑止に向けた事業を強力に推進している。また、都民や関係団体等においても、防犯ボランティア活動や防犯キャンペーンの実施をはじめ、それぞれの立場に応じた分野において、独自に、あるいは行政・警察等と連携・協働しながら、防犯活動を進めているところである。

都民はもとより、訪れる人も犯罪や事故にあうことがない、安全で安心な首都東京を実現するためには、感染症防止対策を講じながら、これまで以上に東京都、区市町村、警察、都民、関係団体等がその総力を結集して、連携・協働し、自主的な犯罪防止活動や、犯罪や事故の防止に配慮した環境整備を推し進めていくことが不可欠である。

こうした認識の下、東京都安全・安心まちづくり協議会は、令和2年度の活動方針及び活動計画を策定し、東京都、区市町村、都民、事業者及びボランティアによる自主的な活動及び連携した活動に対する種々の支援事業を行い、地域の絆の再生を含め、都民が安全に安心して暮らせる都民ファーストの視点からまちづくりを推進していく。

地域における安全安心まちづくりの活動については、平成15年末に約150団体であった都内の防犯ボランティア組織が、昨年末において3,731団体となるなど、都内全域で防犯ボランティア活動が定着している。これらの活動を支援するため、防犯設備整備補助の促進や防犯ポータルサイト「大東京防犯ネットワーク」、メールけいしちょう、防犯アプリ「Digi Police」等による安全安心に関する情報の発信・共有、新たな担い手の確保に向けた支援や防犯団体等への都民安全推進本部長賞の贈呈などを進めていくほか、事業者と共同で子供等の弱者を見守る「ながら見守り連携事業」の拡大に取り組んでいく。

また、特殊詐欺やネット利用犯罪など都民にとって身近な犯罪被害を防止するため、東京都、警視庁、区市町村、業界・関係団体、防犯ボランティア等が協働し、各種啓発活動等を通じて、防犯意識・規範意識の醸成や地域の連帯に基づく防犯力の向上に取り組んでいく。

さらに、東京2020大会の安全・安心の確保に向けては、東京都、警視庁、区市町村等の行政機関と、業界団体、地域団体、防犯ボランティア等が連携し、街頭におけるパトロールをはじめとする「官民一体となった活動」に取り組んでいく。

## Ⅱ 活動方針

### 1 自助・共助の精神による安全安心まちづくりの推進

自分でできることは自分で、地域でできることは地域で協力するとともに、自治体や警察との連携を図り、安全安心まちづくりを推進する。

### 2 協議会の総力を発揮した安全安心まちづくりの推進

協議会のそれぞれの団体において、自主的な活動を効果的に推進するとともに、情報交換・意見交換等により連携を強化し、協議会の総力を発揮して安全安心まちづくりを推進する。活動の推進にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努め、密閉、密集、密接を避けるなど実施方法に配慮する。

### 3 総合的な安全安心まちづくりの推進

ハード面における街頭防犯カメラの整備等、犯罪を起こさせない環境の整備に加え、自主的なボランティア活動をはじめとする地域コミュニティの再生や、安全安心な外国人共生社会の推進、再犯防止、非行少年対策及び青少年の健全育成、交通安全対策など、総合的な安全安心まちづくりを推進する。

## Ⅲ 活動計画

### 1 安全安心まちづくりに関する広報・普及

- (1) 各種媒体を活用した広報・啓発やキャンペーンの実施
- (2) 協議会構成団体等による広報・啓発

### 2 子供の安全確保

- (1) 地域、保護者、教育機関及び企業による子供を見守る活動の促進
- (2) ボランティア活動支援や警察官ＯＢ活用を通じた児童・生徒の一層の安全の確保
- (3) 通学路等における児童等の安全確保の取組の促進
- (4) 子供の被害防止能力の向上に向けた取組の推進
- (5) インターネット対策の推進

### 3 自主的な犯罪防止活動の促進

- (1) 地域ボランティア活動の拡充
- (2) 犯罪に対する自衛的な防犯行動の促進
- (3) 大東京防犯ネットワーク、メールけいしちょう、防犯アプリ「Digi Police」等による犯罪情報等の発信・共有

### 4 犯罪の防止に配慮した環境整備の促進

- (1) 住宅の防犯性の向上
- (2) 道路、公園、駐車場等における防犯性の向上
- (3) 金融機関、深夜営業店舗等の防犯性の向上
- (4) 学校等の安全確保
- (5) 繁華街・商店街、住宅地域等における体感治安の改善
- (6) 違法看板や落書きのない美しいまちづくり

## 5 構成団体等相互の情報交換及び連携の強化

- (1) 東京都安全・安心まちづくり協議会の活性化
- (2) 協議会ネットワークの活性化

## 6 その他目的を達成するために必要な活動

- (1) 特殊詐欺対策の強化
- (2) 危険ドラッグ等の危険薬物の濫用根絶に向けた対策の強化
- (3) 外国人犯罪の抑止
- (4) 暴力団排除対策の強化
- (5) 交通安全対策の推進
- (6) 万引き防止対策の強化
- (7) 侵入盗をはじめとする重要窃盗犯対策の強化
- (8) ネット利用における安全安心対策
- (9) 非行少年対策及び青少年の健全育成
- (10) 再犯の防止等の推進
- (11) その他